

原規放発第 2102269 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け原規放発第 21020312 号をもって諮問のあった事項については、改正は不要である。その理由は以下のとおり。

- ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。
- ・このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。

原規放発第 21020312 号
令和 3 年 2 月 3 日

放射線審議会

会長 甲斐 倫明 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設に係る平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）第 10 条第 2 項第 1 号に規定する実効線量の算定に関する第 24 条の改正を別紙のとおり行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上

(別紙)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正に係る諮問事項

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設について、平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）第 10 条第 2 項第 1 号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素等から発生する放射線による被ばくについて算出するものとし、第 24 条に第 2 項を新設して、これを規定するための改正を行う。